

普通倉庫荷役料率表

大竹運送株式会社

普通倉庫荷役料

1. 基本料率

(1) 庫入または庫出料金

(1 トンにつき、単位：円)

大区分	中区分	料 金
ユニタイズ貨物	コンテナ実入	320～590
	コンテナ空	270～500
	パレタイズ貨物	590～890
	その他	510～1,040
包装品	袋物	720～1,380
	ベール物	750～1,240
	たる物	610～820
	雑貨・機械類・モーターサイクル	710～1,280
	農水産物・製茶・コルク	810～1,100
	その他	1,140～1,700
有姿貨物	非鉄金属	960～1,300
	タイヤ・巻取紙・材木・鋼材・石材	580～990
ばら貨物		570～1,060
その他	家庭用電気・ガス石油器具	740～990
	その他	1,440～2,380

(2) 庫出コンテナ詰またはコンテナ出し庫入作業料金

1 トンにつき

1,800～2,700円

2. 適用規定

(1) 計算トン数(コンテナを除く。)は、重量1,000キログラムをもって1トンとして計算したトン数または体積1.133立方メートルをもって1トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とします。

なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合は、その例によります。ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによります。

- ①袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦 1.2
- ②袋物のペレット状飼料 1.3
- ③袋物のふすま 1.8

(2) コンテナの計算トン数は、実入、空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンとします。20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(3) 1個の体積が0.025立方メートルに満たない貨物は、1個の体積を0.025立方メートルとして計算トン数の算出をします。

(4) 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率または割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、または基本料率から差し引きます。また超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算します。

(5) 請求各口につき50銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円と計算します。

(6) 庫入または庫出1回の料金が1,000円に満たない場合は、1,000円とします。

3. 割増料率及び割引料率

(1) 割増料率

種 別	内 容	割 増 率	
冬期荷役	12月1日～3月31日	基本料金の 20%増	
半夜荷役	17時から21時30分までの間における荷役	基本料金の 60%増	
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む。)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の 60%増	
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の100%増	
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料率の 10%増	
超過距離荷役	基本距離(庫入または庫出荷役にあつては50メートル)を超える距離の荷役であつてその超過距離が50メートル以内のもの	1トンにつき、単位：円	
		ばら貨物	140～160
		一般貨物	170～190

(2) 割引料率

種 別	内 容	割 引 率		
大口数量割引	同一寄託者から1回の寄託引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合	1,000トン以上 ～ 3,000トン未満	全量	基本料率の5%
		3,000トン以上	全量	基本料率の7%
長期大量割引	同一寄託者から3ヶ月以上の長期契約に基づき、1回当たり3,000トン以上の荷役を1ヶ月に2回以上3ヶ月連続して引き受けた場合	1回当たり3,000トン以上の荷役につき 基本料率の5%		

4. その他の料率

(1) 特殊荷役料率

はい替 庫入または庫出料率の80%

仕 訳 庫入または庫出料率の30%

看 貫 庫入または庫出料率の30%

(計量器使用、検量立会人の費用は含まず。別途実費を申し受けます。)

仮 置 庫入または庫出料率の30%

庫移し 庫入または庫出料率の合算額

(2) 量目調整料 実費

(3) 荷直料

(1 トンにつき、単位：円)

麻袋	メイズ、マイロ、大豆、大麦	160～190
	その他	130～160
紙袋、ビニール袋		160～190

(注1) 本料率は取扱貨物全数量に適用します。

(注2) 本料率には材料費を含みません。

(注3) 袋物以外は実費を申し受けます。

(4) トラック積卸手伝料金

庫入または庫出料率の50%以内

5. 個別に協議して定める料金

- (1) 特殊な貨物(特大品、変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)の荷役、または、特別な荷役(荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料率のほかに、寄託者と協議のうえ決定した金額を申し受けます。
- (2) 寄託者の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、寄託者と協議のうえ別途実費を申し受けます。
- (3) 基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートルを超える場合は、基本料率のほかに、寄託者と協議のうえ別途実費を申し受けます。
- (4) 寄託者の要求により、特別な荷役機械、資材等を使用した場合には、寄託者と協議のうえ別途実費を申し受けます。
- (5) 天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り寄託者と協議のうえ特別料金を申し受けることがあります。
- (6) 高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、寄託者と協議のうえ決定した金額を申し受けます。
- (7) 寄託者の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理を行う場合は、寄託者と協議のうえ決定した金額を申し受けます。
- (8) 本料率表に記載のない事項については、その都度寄託者と協議のうえ決定した金額を申し受けます。

6. 消費税の加算

1. から 5. までによって計算した料金の総額に消費税(地方消費税を含む。)に相当する金額を加算します。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。